

障害者差別解消法の施行に基づく取組状況について

1 法の目的

障がいを理由とする差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第 4 条の差別禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する。

〔平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月 1 日施行、令和 3 年 5 月 28 日一部改正
国連「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備の一環として改正された、障害者基本法第 4 条に定める「差別の禁止」の基本原則の具体化。（平成 26 年 1 月条約批准）〕

2 改正法の概要

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加
- (2) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
〔令和 3 年 6 月 4 日制定、3 年以内に施行〕

3 道の取組状況

(1) これまでの取組状況

項目	具体的な取組
職員対応要領の策定	「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」(職員対応要領)の策定(H27年12月)
相談・紛争防止等の体制整備	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会で対応(H28年4月～)
教育現場との連携	教育庁との協働で小・中・特別支援学校用の教育資材を開発
障害者差別解消支援地域協議会の設置	障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会で対応(H28年4月～)
北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催	北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催(R2年2月) 関係機関：国機関(厚生局、労働局、開発局、運輸局、経済産業局、札幌法務局)、苫小牧市、栗山町
啓発活動の推進	パンフレットの作成・配付(H27年3月～)、ポスターの作成・配付(H28年3月～)、DVDの貸出、道民フォーラムの開催(H27年～R1年、計17箇所)、認知度アンケートの実施(H28、H30～R2年)各種広報媒体・地域FMの活用等

(2) 令和3年度の取組予定

項目	取組項目
一般企業向けの取組の推進	企業向けリーフレットの作成
相談対応・紛争の防止または解決	地域づくり委員会における関係機関との情報交換や障がい者からの相談事例に関する協議の実施(通年)
市町村における取組の推進	職員対応要領策定や協議会設置の促進(通年)
道職員の理解促進	新規採用職員研修、新任課長補佐級研修の実施(通年)
北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催	北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催(10～11月) 関係機関：国機関(厚生局、労働局、開発局、運輸局、経済産業局、札幌法務局)など
啓発活動の推進	認知度アンケートの実施(8～10月)、差別解消フォーラムの開催(9～11月)、各種広報媒体の活用等(通年)

この他法改正施行に合わせ、北海道障がい者条例の改正を予定